

犯罪被害者等基本計画骨子案（４）に関する意見
刑事手続きへの関与拡充への取り組みについて（基本法１８条関係）

（社）被害者支援都民センター
大久保 恵美子

[今後講じていく施策]

４ページの（１０）少年保護事件に関する判事被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施に関して

法務省において平成 12 年の改正少年法附則第 3 条により、同法施行後 5 年を経過した場合に行う検討において「**犯罪被害者等による少年審判の一部ないし全部の傍聴など**」犯罪被害者の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。
上記太字部分を追加していただきたい。

５ページの（１５）判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充部分の 3 行目

「さらに、更生保護官署が、保護司と・・・」とあるが、更生保護官署の前に「**被害者支援専従の**」と入れ、「**被害者支援専従の更生保護官署**」としていただきたい。